

佐賀県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

令和3年1月12日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 保安林予定森林の所在場所

鹿島市大字山浦字城平丙1615番、丙1616番、丙1619番、丙1636番、丙1646番、丙1688番、字尾崎丙1736番、丙1742番、字上床丙2232番17、丙2232番21、字中木庭丙2306番1、丙2310番、丙2311番、丙2330番、丙2427番、丙2457番1、字路木丙2884番9、丙2925番、字張川内丙3674番、字大谷丁3765番、丁3775番、丁3784番

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及び鹿島市農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）